

## 吉備中央町電気事業経営戦略

団 体 名 : 岡山県加賀郡吉備中央町

事 業 名 : 再生可能エネルギー事業特別会計

策 定 日 : 令和2年3月

計 画 期 間 : 令和3年度～令和12年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0 人	発 電 総 出 力 * 1	3,933kw
発 電 施 設 数	水力発電 0箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	6,123,404kwh
	風力発電 0箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	36円
	太陽光発電 5箇所	FIT 適 用 販 売 施 設 数	5箇所
	ごみ発電 0箇所	施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

\*1 発電総出力については、保有している発電施設の合計を記載。年間発電電力量は、令和元年度全施設の合計電力量を記載。  
kwh当たり単価は全ての発電施設で同額。

## (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※ 過去3年度分を記載	H30年度 234,521千円	R1年度 239,770千円	R2年度 (見込) 240,000千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※ 過去3年度分を記載	H30年度 103%	R1年度 103%	R2年度 (見込) 93%
純 損 益 ※ 過去3年度分を記載	H30年度 7,282千円	R1年度 10,190千円	R2年度 (見込) △19,181千円
資金不足比率 * 2 ※ 過去3年度分を記載	H30年度 0%	R1年度 0%	R2年度 (見込) 0%

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

・収益的収支比率は100%を上回っている。令和2年度については、大規模な点検のため93%となっているが、基金取崩金を充てている。  
・営業活動から生じる収益で必要な経費を賄うことができ、単年度収支は黒字であり、健全な経営状況にあると言える。なお、当該事業による余剰金を一般会計へ繰り出し、少子化対策や定住促進対策に充てている。

・発電施設の整備は、全てリース方式としていることから、企業債が生じておらず、リスクは限定的である。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

- 地球温暖化対策の推進と、再生可能エネルギーである太陽光発電の普及拡大を図るとともに、売電事業による収益を町民に還元して、地域活性化を図る。具体的には、売電事業で得た収益を一般会計へ繰り出し、少子化対策や定住促進対策に充てる。
- 吉備中央町大規模太陽光発電所は、安定した運行を維持し、独立採算の経営を堅持する。独立採算の経営を図るためにも、中長期的な維持管理計画を確立し、安定した運営を行うとともに経費削減に努める。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

該当なし

### ②収支計画のうち財源についての説明

- 財源は全て売電収入である。自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、再生可能エネルギー固定価格買取制度により20年間同価格での買取りであるため、財源は安定的である。また、企業費用・利益総合保険に加入しているため、自然災害や不慮の事故等による発電停止については、売電収入が補償される。
- 定期点検及び日常点検(目視、発電量のモニタリング等)により安定した売電収入の確保に努めている。
- 関係機関との連絡体制を密にし、故障時の停止期間の短縮や点検及び修繕を効率的に実施し、売電収入の安定確保に努める。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 基金積立金について  
5年毎の大規模なパソコン整備保守費用と修繕費用及びFIT適用期間終了後の施設撤去費用のため、毎年700万円の積立てを行っている。
- 維持管理費について  
吉備中央町大規模太陽光発電所は、施設管理や保守点検等により健全な状態を保ち運行している。今後、機器の経年劣化や老朽化に伴う故障が想定されるため、引き続き計画的な維持管理を行う必要がある。  
なお、リース契約内で動産保険に加入しているため、自然災害や不慮の事故等による機器の故障については、補償対象となる。
- 一般会計繰出金について  
収益のほとんどを一般会計に繰出している。
- その他経費について  
施設に係る光熱水費や施設使用料などの経費については、契約方法のあり方などの見直しを行い、経費削減に努める。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

- 施設の老朽化を考慮し、点検期間の見直し等を実施することで、施設不良による売電の損失を未然に防ぐ。

## 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- 実態と乖離しないよう収支状況の進捗管理を毎年行い、必要に応じて見直し・更新をするとともに経営改善に努める。
- 経営状況や経営戦略の点検・見直しについては、町公式ホームページにおいて公表する。